

**申請が
必要です**

基礎疾患のある方・高齢者施設などで働く方 優先して接種券を送付します

申請方法

6月20日(必着)までに申請した方には、6月22日(火)に接種券を送付します

※6月21日(月)以降に申請した方には、順次発送します。

※視覚障害などにより、下記による申請が困難な方は、練馬区コールセンターにご相談ください。

インターネットで申請

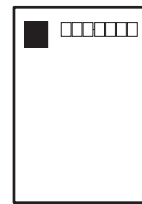
区ホームページ「電子申請」から申請できます



▲申請はコチラ

ハガキで申請

①住所②氏名(ふりがな)③生年月日④電話番号⑤優先送付の理由となる番号(下記の①～⑯の別)を記入の上、〒176-8501区役所内住民接種担当課へ



※住民票の住所と住んでいる場所が異なる場合は、練馬区コールセンターにお問い合わせください。

対象

①～⑯に当てはまる方は申請が必要です

基礎疾患のある方(①～⑯)

- ①慢性の呼吸器の病気
- ②慢性の心臓病(高血圧を含む)
- ③慢性の腎臓病
- ④慢性の肝臓病(肝硬変など)
- ⑤糖尿病(インスリンや飲み薬で治療中または他の病気を併発している)
- ⑥血液の病気(鉄欠乏性貧血を除く)
- ⑦免疫の機能が低下する病気(悪性腫瘍を含む)
- ⑧免疫の機能を低下させる治療を受けている(ステロイドなど)
- ⑨神経疾患や神経筋疾患(免疫の異常に伴うもの)
- ⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害など)

⑪染色体異常

⑫重症心身障害

⑬睡眠時無呼吸症候群

⑭重い精神疾患(精神障害者保健福祉手帳を持っているなど)や知的障害(愛の手帳を持っている)【6月1日以降】

⑮BMI30以上の肥満の方

BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)
(目安)身長170cmで体重約87kg以上、
身長160cmで体重約77kg以上



5月31日時点で下記に当てはまる方は**申請不要**です

- 身体障害者手帳を持っており、心臓・呼吸器・腎臓・肝臓の機能障害がある方
- 精神障害者保健福祉手帳や愛の手帳を持っている方
- 自立支援医療受給者証(精神通院)を持っており、「重度かつ継続」に該当する方

※診断書は必要ありません。予診票に記載し、必要があれば問診で病気や治療の状況などを確認します。

高齢者施設や障害者施設などで働く方(⑯)

高齢者や障害者などが入所・居住する社会福祉施設、居宅サービス事業所などで働く方
※接種当日に、施設の従事者であることの証明書(施設管理者が作成)をお持ちください。



区独自 **保育所・幼稚園・小中学校などの職員にも
優先して送付します**

▶対象:区内在住で、区内の保育所・幼稚園・小中学校・学童クラブ・児童館などで働く方
※申請方法など詳しくは、施設ごとに案内します。

